

「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」における
現場入場の取扱いについて
～ 一問一答 ～

「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」(以下「ガイドライン」)において、「平成 29 年度以降については、元請企業に対し、社会保険に未加入である建設企業を下請企業として選定しないよう要請するとともに、適切な保険に加入していることを確認できない作業員について、特段の理由がない限り現場入場を認めない取扱い」としています。

この点について、よくあるお問い合わせとそれに対する国土交通省の考えを以下でお示しします。

Q 1 どの保険に加入していればガイドラインにおける「適切な保険」に加入していることになるのか。

A 1 各保険への加入義務は事業所の形態等によって変わってきますので、別添「「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」における「適切な保険」について」をご覧ください。

Q 2 小規模な個人事業所だが、どの保険に加入していればよいのか。

A 2 常用労働者が 4 人以下の個人事業所については、健康保険や厚生年金保険への加入義務はありませんが、雇用保険は雇用する労働者が 1 人でもいれば加入義務があるため、事業主は従業員を雇用保険に加入させる必要があります。法人や雇用する常用労働者が 5 人以上の個人事業所については、雇用保険のほか、健康保険や厚生年金保険への加入義務があるため、従業員がこれらの保険に加入していることが必要となります。

Q 3 令和 2 年 10 月 1 日より真正性の確保のため、保険証等のコピーが求められることになったが、国民健康保険及び国民年金についてもコピー等を求めるのか。

A 3 建設キャリアアップシステム(以下、CCUS)の登録時に加入している保険を証明する場合は証明書類の提出を求めていますので同様の取扱いとなります。

CCUS の登録では次の書類が必要となっています。

国民健康保険については、保険証のコピー(被保険者記号・番号、保険者番号は塗りつぶす)

国民年金については、ねんきん定期便や領収済通知書(いずれも基礎年金番号は塗りつぶす)

Q 4 従前から従業員が建設国保に加入しており、法人化にあたって年金事務所で健康保険適用除外の手続きをしたが、建設国保に加入していることをもって現場入場を断られるか。

A 4 法人が従業員を加入させる義務のある医療保険は、協会けんぽや組合管掌健康保険ですが、過去に従業員4人以下の小規模個人事業所であった際に建設国保等の国民健康保険組合に加入しており、法人化にあたって、年金事務所へ必要な手続き(健康保険被保険者適用除外申請による承認)を行っている場合は、その従業員はガイドライン上の「適切な保険」に加入していると解します。

Q 5 元請企業は法令上協会けんぽや厚生年金保険へ加入義務がない事業所の作業員を現場に入場させてよいか。

A 5 問題ありません。ガイドラインは、法令に違反して健康保険、厚生年金、雇用保険に未加入の事業所と作業員の現場入場を認めない取扱いをお願いしているものです。

Q 6 ガイドラインで現場入場が認められる「特段の理由」とは何か。

A 6 法令上加入の義務があるにもかかわらず未加入の作業員の現場入場については、災害時等の緊急対応時の工事であり円滑な施工に著しい支障が生じる懸念がある場合を除き、以下のような場合に限定すべきとしています。

①例えば伝統建築の修繕など、当該未加入の作業員が工事の施工に必要な特殊の技能を有しており、その入場を認めなければ工事の施工が困難となる場合

②当該作業員について社会保険への加入手続き中であるなど、今後確実に加入することが見込まれる場合

Q 7 60歳以上の作業員は雇用保険や厚生年金に加入する必要があるか。

A 7 雇用保険については、事業所に雇用され、週所定労働時間が20時間以上の場合には雇用保険法に基づき加入させなければなりません。

厚生年金については、法人や常時5人以上の従業員を使用する個人事業主に常用的に雇用されている場合、厚生年金保険法に基づき70歳まで加入する必要があります。